

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月14日

横浜市契約事務受任者
神奈川区長 鈴木 茂久

- 1 契約の概要
シングルレバー混合水栓のカートリッジの交換
- 2 履行（納品）場所
横浜市西菅田保育園
- 3 契約日
令和8年6月30日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年6月30日
- 5 契約金額
35,739円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市青葉区市ケ尾町1797
株式会社 水野商会
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
調理室の水栓が不具合を生じ、蛇口から水が流れっぱなしで止水できなくなり、早急に修繕を実施する必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿に登録のある市内中小企業かつ本業務への即時対応が可能な事業者を選定した。
- 9 所管課
神奈川区福祉保健センターこども家庭支援課